

## きれいで豊かな海の確保に向けた検討の進め方について（案）

### 1. 背景

瀬戸内海の環境保全については、美しさを誇る景勝地、貴重な漁業資源の宝庫としての特異性に鑑み、昭和 48 年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、昭和 53 年には赤潮等による被害に対する富栄養化対策を含む新たな施策が加えられた恒久法として瀬戸内海環境保全特別措置法に改正され、総合的な対策が進められてきた。このような取組の結果、一定の水質改善等の成果が見られるものの、依然として生物多様性・生物生産性の確保等に係る課題が残っている。また、瀬戸内海の湾、灘その他の海域（以下「湾・灘」という。）ごと、季節ごとの課題にきめ細やかに対応する必要性も指摘されている。

そのような中、平成 27 年 2 月に瀬戸内海環境保全基本計画（以下「基本計画」という。）の変更が閣議決定され、瀬戸内海の多面的な価値及び機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指すこととされた。また、同年 10 月には、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布・施行され、瀬戸内海を「豊かな海」とする基本理念が盛り込まれた。

また、栄養塩類の多寡と漁獲量等の関係については、それを指摘する意見がある一方、先の法改正における議論に当たっても結論を得るに至らなかった。このため、改正法附則において、「政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努め、その成果を踏まえ改正法の施行後 5 年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所措の措置を講ずること」とされた。

以上のことを踏まえ、「きれいで豊かな海」の確保に向けて、本委員会において必要な検討を行うこととする。

### 2. 本委員会における主な検討内容

特に瀬戸内海においては、水環境を取り巻く状況のみならず、土地利用や海面利用の状況等が湾・灘ごと、季節ごとに異なることから、海域の実情に応じた取組を進める必要がある。

一方、水環境と生物多様性・生物生産性等の関係等、環境保全の基本的な考え方は多くの湾・灘に共通するものであり、これらの検討・評価は、地域における施策の検討においても有用であると考えられる。このため、本委員会においては、瀬戸内海における環境保全の基本的な考え方や施策の方向性について検討を行うこととする。

### 3. 検討の基本的な方向性

検討に当たっては、水質や生物をはじめとしたモニタリングデータ等について客観的な分析・評価を行い、科学的知見に基づき、①瀬戸内海における水環境の変化状況等の評価、②水環境等を取り巻く課題の抽出及び原因の評価を行った上で、きれいで豊かな海の確保に向けた検討を進めていくこととする。

また、瀬戸内海の湾・灘によって水環境等の状況が異なることを踏まえ、上記①②の検討においては、必要に応じて湾・灘ごとの課題も踏まえて検討を行うこととする。

### 4. 検討スケジュールについて

改正法附則においては、法施行後5年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加えることとされている。また、改正法及び基本計画において、概ね5年ごとに施策の進捗状況の点検等を行うこととされている。以上を踏まえ、平成32年度を目途に、きれいで豊かな海の確保に関するとりまとめを行うこととする。

また、とりまとめに向けた検討については、環境省をはじめとした関係機関等が実施する関連の調査・研究等の結果を収集・整理し、これに基づき行うこととする。具体的な検討スケジュールを図4-1に示す。

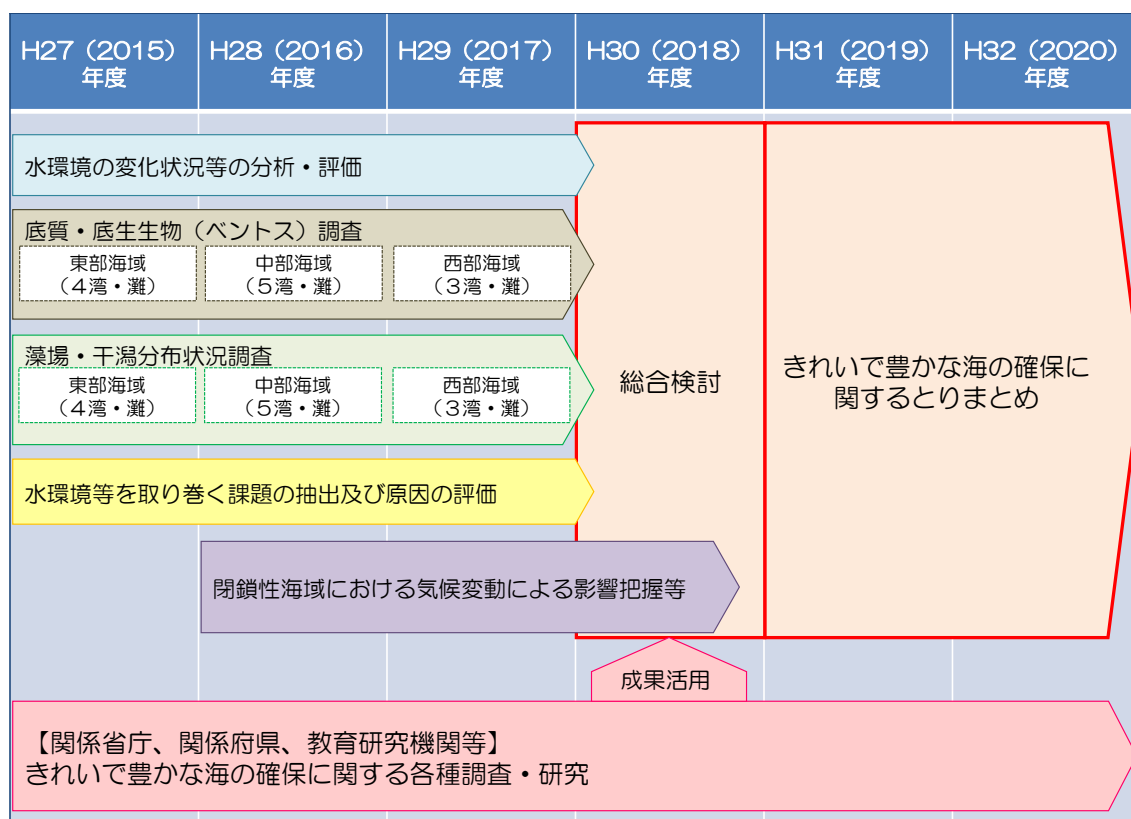


図4-1 瀬戸内海環境保全小委員会における検討スケジュール

今回の委員会においては、表 4-1 の各項目について検討を行う。

表 4-1 今回委員会における報告・確認項目

図 4-1 に示す検討項目	今回委員会における検討内容	対応する資料番号
水環境の変化状況等の分析・評価	12 湾・灘における水質の変化状況の分析・評価	資料 5 (p1~)
底質・底生生物（ベントス）調査	東部 4 湾・灘（紀伊水道、大阪湾、播磨灘及び備讃瀬戸）における調査結果及び変化状況の評価	資料 5 (p105~)
水環境等を取り巻く課題の抽出及び原因の評価	東部 4 湾・灘（紀伊水道、大阪湾、播磨灘及び備讃瀬戸）における課題の抽出・分析	資料 6

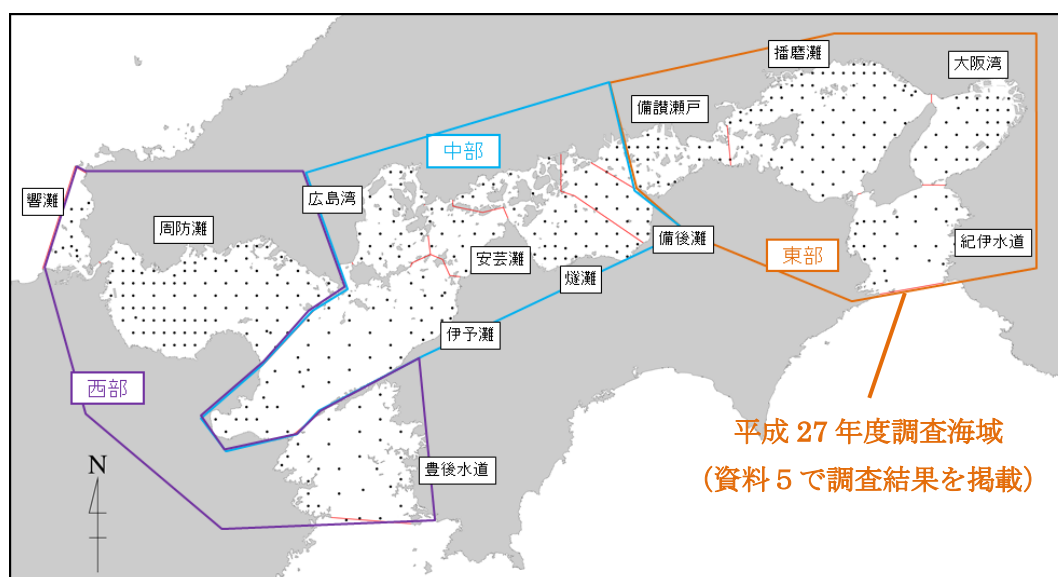


図 4-2 底質・底生生物（ベントス）調査、藻場・干潟分布状況調査に係る海域区分